

# 10年後には緑の森に

明野が丘総合公園で植樹



広 報

# まくべつ

No. 305

1977. 6. 1

●発行 幕別町 ●編集 町民課 広報広聴係 ●印刷 ソーゴー印刷

明野が丘総合公園（開基八十年記念）で、去る五月十六日に植樹が行なわれました。町内の青年、婦人のみなさん百人がスコップ持参でトド松二千本、桜三十本を植えました。

今回植えた所は、総合公園と民有地の境界で幅十メートル、面積六千六百平方メートルです。参加した人たちは強い風に震えながらの作業でしたが、十年後にはきつと立派な森に育つことでしょう。植樹を終えた直後に雨が降ったこともあって、「根つきはたいへん良好」（産業課林務係）とのこと。試業  
明年からも植栽計画はたくさんありますので、町民みんなの公園づくりにもふるってご参加ください



# 失業給付50日から90日へ



## 「地元で働ける仕事と失業給付90日を求める町民集会」

「不況のうえに厳寒と大雪で、五月にならないと仕事がない五十日の失業給付では生活ができない」——季節労働者にたいする失業給付を、現行の五十日から九十日分にすることを求める町民集会が四月二十八日、町民会館で開かれ、雪の降る悪天候の中百三十人が集まりました。集会は商工会、ブロック業協会、地区労、農民同盟の共催、建設業協会の協賛、町の後援で行なわれ、町民ぐるみの大きな集会となりました。

### 北海道にはあわない五十日給付。

失業保険法から雇用保険法への改正施行にともない、従来は九十日支給されていた失業給付が五十日分支給へと大幅に短縮されました。しかし、北海道のように冬の間、積雪寒冷という特殊な条件を持った地域で働く季節労働者の人たちにとって、このことは死活問題です。

失業給付の切り下げ、そして不況による雇用の減少と季節労働者の人たちの生活は深刻です。

### 一人当たり

### 約13万円の減額。

改正によって、季節労働者一人当たりの給付額は約十三万円減額されました。

町内には千四百人の季節労働者があり、家族を含めると約四千五百人と推定され町の人口の四分の一になります。給付切り下げによ

って町全体の減少額は一億数千万円にもなり、当然、購買力の落ち込みなど町の経済に大きな影響を及ぼしています。

したがって、失業給付九十日継続は季節労働者だけに限らず、町民全体の問題であるといえます。こういった状態を背景に今回の集会所が開かれたわけですが、ある集会所参加者は、「北海道のような気候の土地では、冬場はただでさえ仕事がないのに不景気によって私たちが働く機会はさらに失われている。気候条件や地元での就業が困難な特殊性を無視して本州と同じに扱う雇用保険法は納得できない」と、訴えていました。

### みんなの声を90日給付継続を。

町では、失業期間中の生活不安を少しでもなくするよう、雇用対策と生活資金貸付を行なっています。冬期間の仕事あっせんは町内の各企業と連携して雇用の確保に努めたほか、町独自の仕事（二月：除雪、三月：白人小の改装、四月：道路清掃）を行ないました。

また、勤労者に対する生活資金の貸付制度も基金を増額し、今年四月から貸付額を五万円から八万円に増やしました。しかし、町内の各企業や町の仕事にもおのずと限度がありますし、生活資金も応急的な措置でしかありません。

そこで、この問題を解決するには、どうしても国の施策による根本的な改善が必要です。四月二十八日の集会では最後に、「地元で働ける雇用改善の対策と、失業中の給付を九十日間継続するための法律改正を要求する」決議文を採択し、今後も国や道に対して関係団体を中心に全町民の総意で要求していくことが確認されました。

この決議を受けて町では、五月二十五日に労働大臣と地元選出国會議員宛に「季節労働者の地元就業確保のための雇用対策と、失業時における保険給付の九十日継続を」という内容の要請文を町長名で送りました。



北海道にはあわない失業給付の改正（90日復活）と地元で働ける仕事を求め、たくさんの方々が集会に参加しました。

# 町税は町財政の原動力

昭和五十二年 51年度 収納率、98%越える

昭和五十二年年度の町税収納状況は住民税、固定資産税、国民健康保険税（特別会計）とも九八割をこえる良好な成績で決算出来る見通しとなりました。

これも納税義務者はもとより町民あげてのご協力と納税貯蓄組合長、特別徴収事務取扱者、各金融機関など納税に関与していただきました多くの皆様のご協力によるものであり、厚くお礼申しあげます。

皆様もご承知の通り、依然として続いている世界的不況と経済の低成長時代を迎えたなかで、地方財政も例外ではなく行詰りの状態にあります。これを打開し、より良い町づくりを進めていくには、



草公区では完納記念のタオルを全戸配布

国の十分な施策が最も望まれているところですが、それには、これを受け入れ消化する自主財源を安定させることが絶対に欠かすことは出来ません。

自主財源の主体であり、その額

## 納税奨励金を改正

## 納税義務者数と

## 納税状況で算出

町では以前から納税貯蓄組合にたいし、その年度の納税成績に応じて算定した納税奨励金を交付してきましたが、昭和五十一年度分適用から規定を改正し、このほど総額五百六十万円の奨励金を各組合に交付しました。

改正した主な内容は、この多額な奨励金が、重要な働きをもつ町税の中から交付されますので、地域住民の自治活動に使用し、直接的に納税推進に役立つよう配慮していただくほか、交付を受ける納税貯蓄組合の構成を、原則として全戸加入といたしました。

札内若草町では完納記念にタオル（写真）を作って各戸に配ります。

面の数倍の働きをもって町民に還元される町税収入は、町財政の指針であり原動力といえましょう。

まもなく昭和五十二年度町税第一期の納税通知書が皆さんのお手元にとどくこととなりますが、納期内を目標とし、すくなくとも年内には完納し、昭和五十一年度以上の好成績をおさめていただくよう、皆さんのご協力をお願いいたします。

なお、第一期の納期は七月十五日から八月一日までとなっております。

義務者割と納税状況により四段階にわけた納税奨励金の二本立としましたが、税法上取り入れることが困難な特別徴収の方法によって納付する納税義務者は除いておりません。

### 納税義務者割（未納者を除く）

- 十九人以下 一人当り 百円
- 二十人以上五十九人以下 一人当り百五十円
- 六十人以上 一人当り二百円

### 納税額割（納税額にたいし）

- 全期納期内一括納入 四割
- 全期納期内納入 三割
- 全期年内納入 二割
- 年内九五割以上百割未満納入 一割

なお、現在、小規模組合が、かなりの数になっており、町の税事務処理上支障が多く経費についても、かなりの負担となっております。

また、組合においても奨励金使途の主旨に添うことに困難性もあることと思ひますので、ぜひ、公

雇用促進のため、あるいは従業員の福祉向上のために事業主や事業主団体の受けられる助成措置がいろいろあります。

すでにご承知の制度もあるかもしれませんが、助成措置の主なものをお知らせしますので、有効に利用してください。

——なお、制度の内容を詳しくお知らせになりたい方は、窓口となる各機関でおたずねください。



### ▽雇用促進のために

- (1) 定年延長奨励金（窓口：公共職業安定所）

定年年齢を五十六歳以上に引き上げる中小企業主に対し、一人当たり年額四万五千円が支給されます。

- (2) 高齢者雇用奨励金（窓口：公共職業安定所）

五十五歳以上六十五歳未満の求職者を常用労働者として公共職業安定所を通じて雇入れた事業主に対し、一人当たり月額九千円で十二か月間支給されます。

- (3) 心身障害者雇用奨励金（窓口：公共職業安定所）

心身障害者を常用労働者として公共職業安定所を通じて雇入れた事業主に対し、一人当たり月額一万円から一萬二千元を支給（十

り千六十円を受講日数分支給します。限度日数は百日。

(9) 身体障害者作業施設等整備資金利子補助制度（窓口：公共職業安定所）

### ▽失業防止のために

- 雇用調整給付金（窓口：公共職業安定所）

不況業種と指定された事業主が一定規模以上の休業を行った場合、その支給した休業手当にたいし一定額の補助が行われます。支給限度額は一人当たり一日四千五百円で、支給日数は七十五日間。

### ▽従業員の福祉のために

- (1) 労働者住宅施設設置資金（窓口：公共職業安定所）

職安の紹介により中高年齢者心身障害者等および中小企業で労働者を雇い入れ、住宅、寮を新築増築または土地を取得する場合、一件につき百万円以上の融資が年利七・五〜八割で受けられます

2) 福祉施設設置資金

# 本人6千円、扶養親族3千円

今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行なわれ、次の金額が還付されることになりました。

① 還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

還付方法とその手続きは次のとおりです。

## ① サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月～七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。

## ② 事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に所要の事項を記入して、税務署に返送してください。

また、奨励金算出基準も、組合の規模により三段階にわけた納税

い。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取るようになります。

## ③ その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は期限後の確定申告をして特別減税を受けることになっています。くわしいことは、帯広税務署へおたずねください。

区単位を目標にして組合の統合を進めていただくよう、お願いいたします。

## 職業案内

今月の求人状況は次の通りです。働きたい方は直接会社にご連絡ください。

- ▽新田ベニヤ工業(株)：常雇 および臨時工(通年) 女二十名・年令不問
- ▽瀬上製材所(新北町)：製材工男女各一名・年令不問
- ▽国際コントロールクラブ：キャティ およびフロント女二十名・十八歳から四十五歳まで
- ▽佐藤木材工業(株)：常雇女三名・年令不問
- ▽北海道セイカン(株)：男子工員二名・年令不問
- ▽幕別興業(株)：寮管理人・夫婦もの歓迎・年令不問。

## 援農協力会

### 今年度の労働賃金

幕別町援農協力会では去る四月二十九日に生産者、労働者、幕別札内農協、農民同盟の各代表者によって昭和五十二年の労働賃金を決定しました。

|      |       |        |
|------|-------|--------|
| 水田   | 植取草刈  | 3,800円 |
|      | 育苗除稲  | 2,900  |
| ビート  | 植乗引引ゲ | 3,000  |
|      | 手機械間  | 2,900  |
| 馬鈴しょ | 植機ろき  | 2,800  |
|      | 植機ひも  | 3,000  |
| その他  | 業草業   | 2,500  |
|      | 刈取    | 3,100  |

また、時間外は年間を通して一時間あたり四百円、休けいは午前と午後各十五分間と決めました。各仕事別の賃金は別表の通りです。働きたい方は農協、または役場町民課労政係へご連絡ください。

# 雇用促進、従業員福祉向上

- (2) 二か月から十八か月間
- (4) 寡婦等雇用奨励金 (窓口：公共職業安定所)
- (5) 通年雇用奨励金 (窓口：公共職業安定所)
- (6) 職業適応訓練委託料 (窓口：公共職業安定所)
- (7) 職業訓練校派遣奨励金 (窓口：公共職業安定所)
- (8) 有給教育訓練休暇奨励金 (窓口：公共職業訓練校)

- (1) 常勤労働者として公共職業安定所を通じて雇い入れた事業主に対して、一人当たり月額九千円が十二か月間支給されます。
- (2) 雇用保険の指定適用事業所が三人以上の季節労働者を通年雇用する場合、一人当たり月額で五万四千円支給されます。
- (3) 中小企業退職金共済制度 (窓口：支庁商工労働課)
- (4) 中小企業退職金共済融資 (窓口：支庁商工労働課)
- (5) 中小企業退職金共済制度 (窓口：支庁商工労働課)

退職金の紹介で中高年齢者、心身障害者等を中小企業で雇入れ保健・給食・託児・購買施設等を新増築、備品購入する場合年利七・五～八割で百万円から三千五百万円まで融資を受けることができます。

従業員のための労働福祉施設等を設置、改善しようとする場合、事業主には五百万円、団体は一千万円まで年利六・六割で融資を受けることができます。

中小企業退職金共済制度に加入している事業主に従業員の福祉厚生施設を設置する場合、必要資金の七〇割以内で企業内施設に二千万円、共同施設に五千万円を限度で融資します。

中小企業退職金共済制度 (窓口：支庁商工労働課)

退職金制度をもつことが困難な中小企業の従業員に制度の適用をさせるため、中小企業退職金共済事業団と共済契約を結び加入出来ます。掛金月額は個人ごとに八百円から一万円で事業主が負担し、退職金は事業団から直接本人に支給します。

# 新生活運動

推進内容が決定

## 全町的に運動の輪を...

## 生活の慣習を改めましょう

- 新生活運動は、それぞれの地区または団体からの盛りあがりが必要ならば地についた運動とはなりません。戦後の一時期...
- ...には、新生活運動という言葉が生活に密着したときもありま...
- ...したが、その後の好景気から、いつしか忘れ去られてしま...
- ...ました。しかし、かつてのような好景気の到来は、まず望め...
- ...ない現在、最も必要なことは新生活運動ではないでしょうか...

最少限とし供花料としてあげるようにしましょう。□香典がえしはやめましょう。□忌中引、法要の人数、内容について最少限にとどめましょう。

社会生活の慣習について □公共物はみんなのもの、大切に扱ってください。□物を大切にし、使い捨てはやめましょう。□各種会議、会合の時間を守りましょう □出産祝、病氣見舞、餞別などは最少限にとどめ、お返しは、しないようにしましょう。

内人数二百人以下のときは会場使用料を八割引きとします。葬儀について □生花、花輪は

子供の名前の披露、全快通知などは町で用意するハガキですませましょう。

### 重点項目

- よい社会生活の慣習を育てましょう。
- 生活の合理化運動をすすめてみましょう。
- 環境の美化運動をすすめてみましょう。

### 具体的推進内容

- 結婚について □祝賀会の案内人数は二百人以上としましょう。
- 祝賀会の会費は千八百円以内にしましょう。□祝賀会は二時間以内にしましょう。□引出物は廃止しましょう。□記念品は近親者にとどめ名前の披露はやめましょう
- 祝賀会場は、つとめて町内施設を利用しましょう。

町民会館、福祉センター使用の場合、会費千八百円以内、案



## 生活の中に軽い運動を...⑧ 二人でできる体力づくり



Aは足裏相撲です。腕を組んで押しやっこしてください。これは下肢の運動になり、ころぶと負けになります。Bはお互いに肘をゆつくり曲げたの伸ばしたりしてください。上肢および腕の運動になります。

スポーツテストをしてみませんか。スポーツの方法は小学年から、お年寄りま

ずねください。このテストの結果にもとずいて不足している能力を高めるよう努力するとともに各種のスポーツ活動に親しみ、更に健康な体力づくりにつとめたいものです。

## 体育連盟

加盟団体を紹介します。

## 柔道連盟

環境の美化について □清掃日 を設け、美しい地域づくりをしましょう。□朝のひとときの運動で健康な体力をつくりましょう。

柔道連盟が結成されたのは昭和四十四年九月二十四日、主に少年団を中心として活動しています。すでにある幕別少年団のほか昭和五十年十二月には札内少年団も結成され、現在七十名近い小、中学生が加入しています。

- また、柔道教室も年間にわたって開催され、ことしからはレイス柔道教室を設け女性数名が受講しています。役員氏名は次の通りです。
- 会長 山田 栄(糠内)
  - 副会長 具森拓司(桂町)
  - 理事長 安部政夫(途別)
  - 事務局長 金野忠(旭町)
  - 常任理事 夏井輝之(中央町)
  - 佐々木房男(札内)
  - 理事 道下道夫(本町)
  - 小山章衛(相川)
  - 監査役 逢坂又市(錦町)
  - 林 照男(寿町)

# ゴミも大切な資源です

## 豊岡の埋立地は午後5時以降閉鎖

の職員が三台のバックカーで処理しています。ゴミの量は年々増加の一途をたどっています。かつて、ゴミの量は文化のパロメーターと言われましたが、それは過去のほなしで、現在ではゴミの量が多ければ多いほど貴重な資源をムダに捨てられている、とい

家のまわり  
の清掃  
除は、  
もう終  
りまし  
た。し  
ようか  
紙クズ  
やビニ  
ール類  
などが  
散らか  
っている  
のは  
たいへ  
んみに  
くも  
のです  
町で  
は皆さ  
んの家  
庭から  
出され  
た一日  
約七十  
のゴミ  
を九人  
集めた燃えるゴミは帯広清そう  
工場に運んでいます。燃えない  
ゴミは豊岡の埋立地で処理してい  
ます。ところが、燃えないはずの  
ゴミが埋立地で燃え、その消火に  
大変な労力を使いました。  
これは燃えないゴミの中に燃え  
るゴミを混入して出す方がいるた  
めで、しかも燃えないゴミの中  
は、まだまだ使えるものが、たく  
さん混っています。清潔な街づく  
りのために、まだ使えるものは再  
利用をはかり、紙クズや生ゴミは  
自分で処理するよう、ご協力くだ  
さい。  
このほか、一部の心ない人たち  
により河川、空地、道路わきにゴ  
ミが不法に捨てられています。捨

### 不用犬を買います

最近、犬にたいする苦情が、多  
くの方々から寄せられています。  
町では春、秋の二回、町内を巡  
回し登録および予防注射を実施し  
ているほか、登録は随時受付けて  
いますが、登録された飼犬の数は  
約三百六十頭しかありません。  
また、町で捕獲し処分した野良  
犬は年間三百頭をこえています。そ  
れでも減少する気配すらありま  
せん。  
これら登録頭数、処分頭数から  
考えますと、全町の犬の数は九百

てた人が判明した場合は、捨てた  
方の責任で強制的に処理してい  
たくことになっていきます。  
また、ゴミを自己運搬する際は  
ロープやシートをかけて落下防止  
につとめてください。ゴミ落下防  
止をしなければ道路交通法の罰則  
が適用されます。  
なお、豊岡の埋立地は、午後五  
時以降の投棄は禁止しています。  
午後五時以降に投棄する場合は、  
前もって町民課または埋立地の管  
理人にお申し出ください。投棄  
の場合には、絶対に火をつけない  
ようお願いいたします。  
ゴミの出し方および収集日程は  
次の通りとなっています。  
○ゴミを出す日は、決められた  
日の朝に出しま  
しょう。早く出  
すと犬猫に散ら  
かされます。  
○生ゴミの水切り  
を十分にしてく  
ださい。  
○燃やせるゴミ、  
燃やせないゴミ  
は、きちんと区  
別してください  
○捨てる前に、も  
う一度再利用を  
考えましょう。  
ゴミも大切な資  
源です。  
○ゴミを収集する  
人の安全も考え  
てください。ガラスの破片など



頭から千頭近いの  
ではないかと推定  
されています。  
現在のところ犬に噛まれた、と  
いう苦情はありませんが、保育所  
や学校に通う子供が恐ろしがるの  
で、なんとかしてほしいというの  
が大半で、これらの犬は野良犬と

思われますが、なかには放し飼  
いしている犬も含まれており、隣  
りの犬が放し飼いにされているの  
で注意してほしいという電話もあ  
りました。  
町の条例では、犬はクサリなど  
でつないでおかなければならぬ  
ことになっています。飼犬は絶  
対に放さないようにしてください  
もし放し飼いにしている犬は、

たとえ登録していても野犬とみな  
し処分することもありますのでご  
注意ください。  
なお、町では不要犬の買いあげ  
をおこなっています。成犬は三百  
円、子犬は百円となっています。  
で、役場町民課または札内支所、  
糠内出張所に、ご持参ください。  
その際、印鑑を忘れないくださ  
い。

### 万良作さんが 道路舗そを寄付

この道路は万良作さんが自費で舗  
装し町に寄付したもので、道路舗  
装の寄付は、これをはじめのこ  
とです。  
上の写真は舗装中の東三条通り

### 収集日程表

| 曜日     | 燃えないゴミ              |
|--------|---------------------|
| 第1週(金) | 幕別市街地区、糠内市街、駒島市街、猿別 |
| 第2週(金) | 札内市街地区、相川東、千住東、途別   |
| 第3週(金) | 幕別市街                |
| 第3週(金) | 札内市街                |
| 第5週(金) | 野犬掃とう               |

| 曜日  | 燃えるゴミ  |
|-----|--|
| 毎週月 | 幸町、旭町、本町2、3 (東1条側)<br>札内市街1、2、3                    |
| 火   | 本町1、3、錦町2 (大通東側) 松島団地<br>幸北、札内市街4、アカシア西、札内北、新北開発   |
| 水   | 錦町1、2、新町、寿町、糠内、南勢、猿別<br>相川東、千住東、駒島、緑町1             |
| 木   | 南町、緑町2、宝町、千住、三共、札内公住、<br>札内団地、アカシア東、アカシア団地、春日、温泉若草 |

# 消費者コーナー

譲ってください。

◎ピアノ

連絡先〇一五五(二一)五一  
五五番へ。昼間は留守ですの  
で午後五時三十分から七時こ  
ろまでお願いします。

この蘭のついでに品物につい  
ては、直接本人どうして話しあっ  
てください。

なお、掲載ご希望の方は品物名  
住所氏名、電話番号を町民課へお  
知らせください。

## 無任でお願いいたします

炊飯器一式 関口実さん(新生)  
から稲志別近隣センターへ。  
卓球台一式 村上新太郎さん(新  
生)から稲志別近隣センターへ

麻袋千五百枚 小田善一さん(札  
内中央町)から水防用に使用し  
てくださいと町に。

五百円 匿名の方から子供たちの  
交通安全に役立ててくださいと

町交通安全協会へ。

五千円 齊藤チカさん(宝町)か  
ら宝町老人クラブへ。

二千円 須藤ちえさん(宝町)か  
ら宝町老人クラブへ。

三万円 吉田良明さん(明倫)か  
ら父が生前お世話になりましたと

と明倫老人クラブへ。

二万円 齊藤初さん(宝町)から  
母が生前お世話になりましたと

宝町老人クラブへ。

三万円 藤川悟さん(途別)から  
父が生前お世話になりましたと

途別老人クラブへ。

三万円 氏家明さん(新川)から  
母が生前お世話になりましたと

町社会福祉協議会へ。

税の場合は、賦課期日以降は所有  
権の移転があっても納税義務者の  
変更は認められませんが、負担金  
の場合は賦課後であっても変更届  
により納付義務者である受益者の  
変更が認められます。

一致点としては受益者負担金の  
徴収方法は税と同様に納付制をと  
っており、最終的に滞納処分を行  
うほか、延滞金の徴収などもおこ  
ないます。

負担と同様に土地に対して課され  
る固定資産税を例にとりまずと、  
取扱上の相違点としては、まず、  
税がその土地に対して毎年度賦課  
されるのに対して、負担金はただ  
一度限りのものであること、また

# 下水道 質問箱

5

問 税と受益  
者負担金との  
取扱上の相違  
点、一致点は  
何か。

答 受益者負  
担金と同様に土地に対して課され  
る固定資産税を例にとりまずと、  
取扱上の相違点としては、まず、  
税がその土地に対して毎年度賦課  
されるのに対して、負担金はただ  
一度限りのものであること、また

一万円 高橋良平さん(本町)か  
ら転勤で幕別を離れるにあたつ  
て町社会福祉協議会へ。

五百円 匿名の方から町社会福祉  
協議会へ。

二万円 東原武夫さん(明野)か  
ら母が生前お世話になりましたと

と幕別老人クラブへ。

五万円 渡部トメヨさん(札内共  
栄町)から札内寿会へ。

一万円 帰山ハクさん(千住)か  
ら札内寿会へ。

## 結婚おめでとう

田原 寛喜(井原) 中央町

西岡 浩三(初枝) 金須町

高橋博幸(富美子) 大庭 新北町

下野 一夫(光子) 六車 春日町

江本 隆男(照子) 山田 旭町

杉村勇人(美砂子) 鉾館 新北町

六万円 杉本清一郎さん(途別)  
から町社会福祉協議会に二万円

途別老友会に二万円、札内寿会  
に二万円を寄付。

百三十万円 北海道農協乳業株式  
会社(音更)から会社設立十周

年を記念して町に。

オルガン一台 福田省市さん(寿  
町)から札内児童保育所へ。

一万円 大西隆一さん(若草町)  
から札内保育所運動会へ。

石井 誠市(秀子) 安田 共栄町

関口栄二(由紀江) 加納 千住

奈良崎 覚(照子) 上石 弘和

後藤三三夫(静子) 林 中央町

森 哲雄(幸子) 中原 緑町

杉本 義昭(玲子) 脇坂 明倫

本田幸博(ミサオ) 作田 春日町

佐藤文彦(志於里) 藤原 泉町

田畑 博章(順子) 山際 南町

伊藤光二(節子) 木村 あかしや

## お誕生おめでとう

佐藤 雅博(正光・長男) 旭町

大上 亮治(雄司・長男) 宝町

西明 美雪(愛次・長女) 弘和

山下 博勝(正裕・二男) 相川

桑原 香織(信雄・長女) 相川

加藤 舞(光人・長女) 旭町

山崎 裕介(一昭・長男) 緑町

本田 浩昭(弘・二男) 若草町

今本 正幸(勝己・長男) 泉町

中島 育子(孝・長男) 千住

佐藤 奈々(孝雄・長女) 春日町

赤坂 幸江(正久・二女) 旭町

森本 知穂(繁・二女) 春日町

和田 朋子(輝美・長女) 中央町

齊藤みゆき(敏男・長女) 中央町

石田 法和(克己・二男) 西町

大内めぐみ(俊弘・長女) 春日町

西田 昌代(正康・長女) 錦町

高橋大輔(鮮一・長男) あかしや

外屋 佐吉さん(新和) 六十七歳

東原コナミさん(明野) 八十七歳

志賀 徳治さん(泉町) 七十三歳

山田 常盤さん(本町) 九十一歳

齊藤 チカさん(宝町) 八十五歳

藤川 久吉さん(途別) 六十七歳

田沢 勇さん(青葉) 五十七歳

良い子の胸に 幕別ライオンズ

火災予防リボン クラブでは子

供たちに火災予防の大切なことを

知ってもらおうと、町内の保育所

と小学校児童に「火災予防リボン」

を贈り、中央保育所では一人一人

の胸につけてあげました(写真)

